

(別紙)

地域医療体験研修推進業務(※)の旅費

(※)対象セミナー: サマーセミナー、スプリングセミナー、トリノスセミナー

① 県内在住者が鳥取県内の医療機関を見学する場合

※県外の居住地から鳥取大学医学部に通学している者も含む

見学先医療機関の所在地(市町村)	支給額(定額)
鳥取市北部、岩美郡	6,900 円
鳥取市南部、八頭郡	8,100 円
倉吉市、東伯郡	5,500 円
米子市、日吉津村	支給なし
境港市、西伯郡(除・日吉津村)	1,800 円
日野郡	5,400 円

② 県外在住者が鳥取県内の医療機関を見学する場合

※県外の居住地から鳥取大学医学部に通学している者は①の扱いとする

※下記は上限支給額を定めたものであり、参加者から金額が分かる領収書等を徴収した上で実費支給とする

※県内に鉄道及び飛行機で到着後の公共交通機関利用については領収書に加え、金額が分かるもの(当該公共交通機関がインターネットで示しているもの等)を証拠書類とすることで差し支えない

見学者の居住地(都道府県)	上限支給額	
	鉄道利用	飛行機利用
北海道	86,000 円	171,000 円
青森、岩手、秋田	59,000 円	122,000 円
宮城、山形、福島	50,000 円	110,000 円
茨城、栃木、群馬	40,000 円	100,000 円
埼玉、千葉、東京、神奈川	38,000 円	91,000 円
岐阜、静岡、愛知、三重	28,000 円	
新潟、山梨、長野	37,000 円	
富山、石川、福井	35,000 円	
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	16,000 円	
島根	6,000 円	
岡山	12,000 円	
広島	21,000 円	
山口	28,000 円	
徳島、香川、愛媛、高知	21,000 円	
福岡、佐賀、長崎、大分	34,000 円	
熊本、宮崎、鹿児島	41,000 円	
沖縄		121,000 円

見学を実施する上で宿泊が必要な場合、1泊につき 9,000 円を上限に実費支給。